

鳥取県告示第95号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、平成20年度における自動車税（平成20年4月1日を賦課期日とするものに限る。）の収納の事務を委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年2月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託契約の相手方
地銀ネットワークサービス株式会社
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
株式会社ローソン
- 2 委託年月日
平成19年11月30日